

第6回「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会

令和6年10月24日(木)午後2時

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：16名、欠席者：4名

事務局：地域コミュニティ課長、竹本コミュニティ係長、蓬田主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

**A委員** 定刻となりました。ただいまから第6回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会を開催いたします。

議事に入る前に、資料の確認を事務局からお願いします。

**地域コミュニティ課長** 地域コミュニティ課長の岩田です。8月4日付で、区の人事異動がございまして、地域コミュニティ課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料の確認をいたします。本日の資料は事前に送付をさせていただいております。資料1(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例案、資料2「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けたパブリック・コメント等結果概要、資料3パブリック・コメント等意見一覧、資料4条例名称(案)についてです。

机上に配付しております資料の確認です。1つ目は、次第になります。2つ目に資料5といたしまして(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プランの骨子案、条例の名称案の希望票です。また、恐れ入りますが、資料1の5ページ、6ページ、こちらが差替えになっておりまして、差替えの用紙をお手元に用意させていただいております。

ご確認いただきまして、不足等がある方はいらっしゃいましたら、挙手をお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議は、2時間、終了午後4時を予定しております。途中、3時に5分程度休憩を挟んでと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

**A委員** ありがとうございます。これまで当委員会で検討してきた条例ですけれども、本日はその条例(案)を確認する機会とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進行させていただきます。次第2「(仮称)新宿区町会・自治会

活性化推進条例（案）及びパブリック・コメント等結果概要について」、これらをまとめて事務局からご説明をお願いいたします。

**地域コミュニティ課長** それでは、お手元に資料1、資料2、資料3のご用意をお願いいたします。

まず資料1についてです。(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の案についてです。こちら前回、7月に開催した際に、素案についてご説明をさせていただいております。その後、パブリック・コメント等、あるいは庁内での検討を踏まえまして、何点か修正、変更点が出てきておりますので、そちらにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、4ページをお開きください。前文についてです。こちらにつきましては、後ほどパブリック・コメント等の意見、何点かご紹介させていただきますが、幾つかご意見等いただいておりますが、条例の案としましては、修正はございません。

続きまして、5ページ下の総則の目的の箇所になります。こちらにつきましては、1か所、修正をしております。右側の素案に対しまして、左側、案になりますが、こちら2行目、「マンション等建築主等」ということで、建築主の後に「等」という1文字が追加をされております。こちらの修正の内容につきましては、次のページの定義のところ、修正がかかりまして、そちらに伴っての修正になっておりますので、対応につきましてはその際にご説明をさせていただきます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。総則の定義の箇所になります。左側の定義の案の赤字の箇所が修正になっておりまして、何か所か修正が入っておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、町会・自治会の定義の箇所になります。「区の区域内（以下、区内という）の一定に地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された」というところで、修正が入っております。今回、修正になった場所につきましては、右側の素案の際に「居住する者及び」の後の「法人（商店会を含む。以下同じ。）」こちらの箇所につきまして、パブリック・コメント等の中で、法人については、商店会は含まないのではないかという指摘をいただきまして、そういった意見を踏まえまして、修正を行っているものになります。

また、法人の文言につきまして、7ページ、下に変更理由、記載しておりますが、この箇所になりまして、法人の文言を条例第2条第3号、こちらは、条文で記載しておりますが、6ページの定義の「町会・区民・事業者」の3つ目の事業者のことを指しておりまし

て、こちらの事業者に変更して表現の統一を図るということで、修正をかけております。戻りまして、6ページのところです。案のところになりますが、一定の地域に居住するもの並びに事業者。これは事業者というのが、その下の定義の中で、区内に事務所または事業所を有する個人または法人をいう。及び商店会ということで、商店会、事業者の中に含まれないので、こちら外出しをさせていただいています。それから、その他の団体ということで、町会・自治会・その他の、例えば法人化されていないマンションの組合といったものが想定されるということで、こういったものをこの定義の中に改めて記載をさせていただいたという整理を行っております。

続きまして、6ページ中ほどにあります、「マンション等建築主等」の等の記載についてになります。こちら、「区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者または受注者及び」ということで修正が入っております。

内容の変更ということではないのですが、表記上の修正をしております、7ページ、変更理由になりますが、まずマンション等建築主等のアになります。「区内に所在する」という表現をしていたところにつきまして、今回「区内のマンション等の」ということで修正しています。こちらについては、これから建築する物件についての定義になりますので、建築する前に「区内に所在する」という表現では、表現としていかななものかというご指摘がありまして、「区内のマンション等の」という修正をしております。

また、その後の、従来「工事の請負契約」としていたのですが、この「工事の」というのが、増改築の工事ですとか、そういった工事も含んでしまうため、今回、あくまでも新築の物件をここでは対象にするということで、「新築に係る請負契約」という表現に改めております。

続きまして、変更理由ウになりますけれども「マンション等の注文者」だけではなくて、建築事業者も町会・自治会との関係に係る連絡先の報告主体にするという目的から、従来の請負契約の注文者ということを表現しておりましたが、ここを「発注者または受注者」といった表現に改めておりまして、このウとエを捉えまして、修正をしているという内容になっております。

続きまして、6ページ、下の「マンション等管理者等、次に掲げるものをいう」というところにつきまして、赤字で修正が入っておりますが、こちらにつきましては、法制担当と調整をいたしまして、マンション等管理者等の定義づけに、一部、定義づけに不足があると指摘を受けまして、修正をしているものになります。内容等について、大きな変更点

はございません。

続きまして、8ページに移りまして、総則の基本理念、こちらにつきましては変更点はございません。また、次の9ページ、役割のところになりますが、町会・自治会・区民、また、次のページの3番の事業者、こちらについても修正点ございません。

また、10ページ、下の④「マンション等建築主等」につきましては、先ほどの定義の中で「等」がつけましたので、こちらを修正させていただいております。また3番のところになりますが、「マンション等を新築するときは」ということで、こちらについても定義の中で「工事」から「新築」に文言を修正しておりますので、こちらも併せての修正になっております。

また、届出の内容につきましては、「規則で定めるところにより」ということで、様式といった内容について規則で定めるところにいたしますので、こちらの文言を、今回追加させていただいております。

続きまして、11ページの⑤の「マンション等管理者等」についてですが、こちらも様式等について、「規則で定めるところにより」ということで、2か所修正をしているというものになっております。

続きまして、修正の箇所としましては、飛びますが13ページになります。こちらの区の責務の3つ目になりますが、下から2行目です、「当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会に提供するものとする」ということで、こちらは定義と同様に「マンション等が所在する」という文言を「マンション等の地域の」ということで修正をしている内容になっております。

14ページにつきましては、施策の推進ということで、こちらにつきましては、修正点はございません。

以上が修正点になりまして、定義づけのところ、商店会の文言が一部変更になっておりますが、それ以外の内容につきましては、当初、議論いただきました素案のところから、内容としての変更点はないものと考えております。

条例の案につきましては、以上となります。

続きまして、資料2をご用意お願いいたします。こちらは、「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けたパブリック・コメント等の結果の概要となっております。

1番になりますが、条例(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果です。実施

期間、以下記載のとおりとなりまして、(2)になりますが、意見の提出者数につきましては、30名・1団体の方からご意見を頂戴いたしました。また、意見数につきましては、130件の意見をいただいたという状況になっております。

意見の条例案への反映等という項目になりますが、Aの意見の趣旨を条例に反映するのは0件。Bの意見の趣旨は区の方向性と同じは20件。Cの今後の取組の参考とするが3件。Dの意見として伺うが93件。Eの質問に回答するが14件。以上で130件の反映等ということで、予定をしているものになります。

また、2の「条例(素案)に係る説明会の実施結果」についてです。こちらはまず(1)といたしまして「区長と話そう～しんじゅくトーク」、こちらがAの実施日程等の記載のとおり、区内の10地区、10回実施しておりまして、参加いただいた方につきましては、合計308名の方にご出席いただいております。この「意見の条例(案)への反映等」になりますが、Aの意見の趣旨を条例に反映するというものは1件ございます。こちらにつきましては、本日の次第の3番にございます、条例の名称案についてというところで、また後ほど触れさせていただきたいと思っております。BからFまでについては、記載のとおりになりまして、48件の意見等をいただいたというものになっております。

続きまして、(2)「地域説明会」になりますが、こちらは8月3日と6日にかけて行いまして、参加人数につきましては3名の方にご出席をいただいているものになります。この「意見の条例(案)への反映等」につきましては、合計9件の意見等をいただいております。項目につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3になります。こちら、「パブリック・コメント等 意見一覧」と、後ろに「しんじゅくトーク」と「地域説明会」それぞれの意見等につきましては記載のものとなっております。非常に多くの意見、いただいておりますので、それぞれご紹介については割愛させていただきますが、前文から含めて、非常に多数のご意見を頂戴しております。皆さん、今回の条例につきましては関心をいただいていると感じたところになります。

今後、こちらの意見要旨に対しまして、区として回答をご用意しまして、区のホームページ等で回答については、ご案内差し上げていくということと、出張所等にも回答の閲覧ができるように置いて、ご案内をできるように対応してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

**A委員** ご説明ありがとうございました。この議題のもとでは、前半でご説明いただきました素案に対して、修正を加えた条例の案、資料1についてと、それからパブリック・コメント等の結果も含めまして、改めて条例の案について皆様方のご意見を伺いたいと思います。

今回、素案を修正して、今、(案)という形で出ておりますけれども、概念を明晰にするために、概念があらわすあらゆる場面について、精密にするために少し付け加えをしたりとか、そういうところもあります。その辺の概念の及んでいる範囲とか、それからそういうものを表示するときに、よく法律家が使う「または」と「もしくは」の違いとか、「及び」と「並びに」の違いとか、そういうのは法制担当とご相談なさって、おおむね正確にされたと思います。その辺少し気になったところがあるので、それは事務局にお伝えいたしましたけれども、おおむねその辺はきちんとできていると思います。

ですから、あくまでも条例の中味につきまして、主として皆様方にここでご意見をいただいて、今まで、素案を一応了承して、この場に進んでいるわけですが、改めて問題提起したいということがありましたら、それも言っていただいて構わないかと思えます。

重要な局面ですので、ぜひ、皆様全員からご発言いただきたいと考えております。例によって順番でとなりまして、15時ぐらいになりましたら、一旦休憩をしたいと思います。

時間が限られた場ですので、簡潔にご意見をお願いしたいと思います。基本的には全員にお話ししたいのですが、まず最初にご発言をされたいという方、いらっしゃいましたら、どうぞお願いいたします。では、順番で発言いただきます。

**H委員** おおむね、いろいろ文言の整理だとか、あるいは趣旨に対する対応だとか、につきましては非常に皆様のご意見を反映していて、よくできているなど思っているのが私の感想でございます。私からは以上でございます。

**A委員** ありがとうございます。素案を経て、この案が出てきて、今までの議論を経てるので、これで十分ではないかというご意見をいただきました。ありがとうございます。

**K委員** この案ですが、どんどんブラッシュアップをされてきているということで、いろいろパブリック・コメントの反映というところで、精度が上がってきていると思っています。

私として気になったのは、パブリック・コメントのほうでして、現場はかなり苦勞されている、町会の皆さんの本当の苦勞のところが非常に出ていると思います。ですので、この条例を、こういう人たちに、具体的にはどういう動かし方をして、協力者の我々も含め

て、どのように解決をしていくことができるかということが、改めてその後のことの責任というものをいろいろ感じております。私からは以上です。

**A委員** ありがとうございます。パブリック・コメントもご覧いただいて、どうもありがとうございます。それを背景に、この案はいいのだけれども、条例ができた後、責任を持って推進していかなければいけないというご意見でございました。ありがとうございます。

**J委員** 私も条例案に関しての特段の意見はございません。

すごく興味深かったのは、この期間にパブリック・コメントでこんなにも多くの意見をいただいたということです。1つ1つ、興味深く拝見しました。本条例となった後も、多くの方の目に触れることになると思いますので、これを機会に区民、そして事業者が当事者意識を持って、改めて、新宿区をわがまちとして捉えて、その上でそれぞれが、何ができるかということを考える機会になればいいかなと思いました。以上です。

**A委員** ありがとうございます。これもこの案でよろしかろうというご意見でございました。率直にそれぞれの委員のお考えをいただいて構わないです。どうぞ、お願いいたします。

**M委員** 皆さん、パブリック・コメントとかでも本当にいろいろな意見が出て、地域の、この新宿区の状況が、すごく伝わる内容でした。

私、「しんじゅくトーク」に1か所、参加しました。ちょうどそのときは、村上課長からの説明がありまして、あまり意見が、それに関しての意見はなかったのです、ほかの意見はありました。その後、課長に「ほかの地域はどうですか」と聞いてみたら、とても意見が活発な地域もたくさんありましたと伺っております。

その辺は、意見が挙がる地域とそうでない地域の特性ってあるのかなと思ひまして、もし、その辺の分析をされているようでありましたら、教えていただきたいなと思ひています。

それと、先ほども文言のところで、私も詰まるところがあつて、6ページのポツ5つ目なのですけれど、マンション等建築主等の、区内のマンション等の新築に係る請負契約のところの文言なのですけれども、この「区内のマンション等の新築に係る」というのが、次の文章だけに終わるのか、あと、「自らその工事をする者」のほうにも係るのか、つまり書いてしまったのですけれども。意味的には、多分2つに係ると思うのですが、そこがなかなか読み取りづらいなと思ひまして。ほかの文章のところから、ヒントを得て、「係る」と

いうところを「おいて、」としたほうが、2つに係るかなと思います。それと「並びに」「もしくは」とか、それから「または」とか、その辺の文言が気になりました。

最後のところで、施策の推進で、13から14ページ、区の責務というところがあります。その中で、計画を定めて推進していくということも区の責任になると思うのですが、その計画を実施して、それでどうだったのかという評価をどこでするのか。その評価の責任のところも載せたほうがいいかなと思います。

というのは、やっている活動がどんなふうな状況だったのかというのを、ちゃんと評価することによって、持続可能な町会・自治会の活動につながっていく。何がよくて、それがどんなふうにならなくて、どういうふうな効果があったのかというところは、考えていく必要があるかなと思いました。以上です。

**A委員** どうもありがとうございます。貴重なご意見です。2点ぐらいあったかと思えます。事務局からお願いします。

**地域コミュニティ課長** まず1点目の「しんじゅくトーク」の地域ごとの特色と伺いますか、そういったところについてなのですが、私、8月4日付の異動で、出ておりませんので、そこまでお答えできないので、もしかしらばほかの出た者から話が聞ければ、確認したいと思えます。

続きまして、こちらの条例の案についてご意見で、最初の6ページのマンション等建築主等についてのご指摘でございますが、「区内のマンション等の新築に係る」がどこまで係るのかといったところにつきましては、重ねて申し上げますと、「請負契約の発注者又は受注者」、ここまでに係ります。その後の「及び」以降については、あくまで請負契約によらないで、自らその工事するものということでの整理になります。

表記の方法につきましては、冒頭、A委員からもお話ありましたとおり、今後、文書法制の部門とも改めて、どういった表記が分かりやすいのか、まずは正しい表記、その次に分かりやすい表記といったところについても検討してまいりたいと思えます。また、どうしても分かりづらいような表現のところにつきましては、今後、ハンドブックを作成してまいりますので、そちらで区民の皆様含めて分かりやすいような補足説明をしてまいりたいと考えております。13ページの、区の責務についての、評価の責任といったところについてのご指摘でございますが、今後、計画推進プランを策定しまして、その中で、数値の目標ですとか、事業によってなじむもの、なじまないものですか、いろいろあろうかと思えますので、その辺を整理しまして、どういった形で、こちらの条例に規定をいたし

ました理念の実現に向けて、区として取り組んでいけるのか、丁寧に対応してまいりたいと思います。事務局からは以上になります。

**M委員** ありがとうございます。くどいようなのですが、最初の、6ページのところで、自ら工事する場合は、新築のマンションではないということ。

**A委員** 意味上は新築であるはずだということですね。もう少しまい書き方があると思います。

**M委員** その理解でよければ、それでいいです。私がそれは理解して、違っていたら、困ってしまっていたので、確認をしました。分かりました。以上です。

**地域コミュニティ課長** 皆さんに説明を漏らしてしまったのですが、もともとの資料の中で参考資料というもので、こういったA4の横の資料をお配りしております、こちらになります。「マンション等建築主等の定義」というもので、参考資料1と2がありまして、1のほう、図でご用意させていただいています。左側が、今、ご質問いただいている、マンション等の新築に係る請負契約ありのパターンで、それが下に下りてくると、新築に係る請負契約の発注者。この場合は、個人の場合と法人のパターンがあるだろうという整理と、あと、一方で、請負契約の受注者側、これは受注者なので、基本、法人になるだろうという③になりますが、なるべく、区としては個人の方から報告書をもって、町会と自治会等の連絡先になるよりは、なるべく法人の方がいいだろうということで、発注者という表現をやめて、今回、こういった整理をさせていただいている、内容としてはそういった内容になります。

それと、先ほどのご質問、冒頭いただきました各地区の特色というご質問なのですが、特色とはちょっとまた違うのですけれども、いただいた今回の条例素案に対しての意見の数としましては、多いところでは10件のご意見を頂戴しまして、少ないところでは1件だとか3件だとか、そういった質問をいただいているということで、多少、差が出ているのかなという状況にありました。以上になります。

**A委員** ありがとうございます。非常に重要な点を、たくさんご指摘いただいたと思います。

地区ごとの違いというか、特徴がそれぞれ地域によってあると思うのです。そういうことを、今後もずっと区役所が意識していただくというのが重要だと思います。

例えば、私、今、町田市役所から受託研究を受けて、アンケート調査も町田市は10地区でやっています。地区ごとの特性を分析したいということで、アンケート調査も1万通

出していて、やはりそれぐらいのことはやって、地区ごとの特性をきちんとつかむといったこと、今後とも重要だと思います。

それから、条文の文言ですけれども、これは要するにこの参考資料を見ても、新築の場合ということですよ。意味上は新築に係るという文言は、その後の、自分でやる場合というのを含んでいるので、その辺、そういうことがよく分かる書き方が多分あると思いますので、法制担当と相談されながら、考えていただくといいのかなと思います。

その「及び」とか「または」とか、いろいろと書いてあるところ、僕も、「ここ、違うんじゃないかな」という感じを持ってしまして、そこも法制担当とご相談いただければなと思います。

中味は、この参考資料1のとおりで、こういう意味になるように、今後、法制担当と相談して、条文をきちんと書いていただくということですので、そこは我々として、安心してよろしいかなと思います。

それから計画の評価につきましては、計画をつくるということまで書いているこの種の条例って、多分ないと思うのです。町会・自治会関係で、そこまで踏み込んで、いわゆる事業重視という、活動重視・事業重視というのがこの新宿の条例の大きな特徴だと思います。計画をつくると、かえって、計画である以上、当然、振り返りというか、評価をして、見直していくというのは当然のことだと思います。それは、条例でそこまで書くかどうかと、これはまた1つの判断があって、最終的にはもちろん、議会にご判断いただくわけなのですけれども。

そこをお考えいただいて、多分、計画から、そこから具体的な施策を打っていくということになって、その際、規則に譲るべき部分というのが出てくると思うのです。規則に譲っている部分が幾つかありましたけれども、全体として必要なことについて、規則に譲るという規定も恐らく入るのだらうと思います。

計画について評価とか見直しとか、そういったことについて規則に譲るか、条例に何らかのことを書くのかといったことは、お任せしていいのかなという気がいたします。「計画を定めるものとする」と、ここまで書いたというのは、かなり踏み込んだ条例ではないかなと思います。

**N委員** 私は3点、コメントをさせていただけたらと思います。まず1点目ですけれども、パブリック・コメントを本当に興味深く読みました。ものすごく期待値というものを感ぜまして、この条例ができることと、これが実際に施行された後というところも、見た

上での期待値というものをとても感じたというところがまず1つ目のコメントです。

2つ目ですけれども、既にご指摘も出ておりましたけれども、パブリック・コメントの中にもありましたが、伝わりやすさというところは非常に大事だなというところも改めて感じた次第です。人によって読み取り方が違うというのは、この場でもあると思うのですけれども、皆さんに自分事だと思っていただいて、活動していただくための条例でもありますので、そこはより校正を入れられたりですとか、レビューされることで、ブラッシュアップされるというところに期待したいというのが2点目のコメントです。

3点目が、M委員からもお話がありましたけれども、私も今後の施策、計画というところは、自身としてもとても期待するところでもあり、具体的にどのようなことが出されていき、どう変わっていくのかということにも、多くの方も期待されているところではないかと思います。その中で、M委員もおっしゃっていましたが、評価というのは非常に大切なことで、評価をすることと、それをきちんとアウトプットして伝えていくと。こういうことをしたので、こういうふうに変わった。こういう取り組みをして、これはワークした、ワークしなかったみたいなところを伝えていくということが、1つ目のコメントにも戻るのですけれども、期待を持ってくださっている、自分事化してくださっている方への答えにもなっていくと思いますし、条例をつくったということの意義というところも力強いものになっていくと思いますし、そういったものが実際に生まれていくと、よりそれが周りの方にも波及していくところもあろうかと思っておりますので、計画というのは次のフェーズになると思いますが、評価も含めてですね。具体的なアクションとプロモートというところも期待したいところでございます。

私から、以上3点のコメントでした。ありがとうございます。

**A委員** どういう計画になりそうかは、後でご報告を予定しています。

**E委員** 先ほどM委員からもお話のあった、区長トークも、私のところの区長トークもおおむね肯定的なご意見が多くて、だからといって関心がないというわけではありません。皆さん、関心を大変持っておりましたけれども、よく内容を考えていただいて、意見がそれなりに出されたかなと思っています。

ですので、町会としてはこの条例を受けて、条例に現場でどうするかということになりますけれども、町会自身もしっかり組織づくり、あるいは体制づくりをしていかなければいけないというのを改めて考えております。以上です。

**A委員** ありがとうございます。条例案としてはこれで、むしろその後のことを町会

としても考えなければならないと、大変積極的なご意見をいただきました。ありがとうございます。

**F委員** 条例案は、大分まとまって大変すばらしいものになったと思っております。文言につきましては、読んだ方の捉え方が違うというのは、これはしようがないことであって、逆に条例を出していろいろ質問とか、疑問点が出てきた場合には、区で回答ができる窓口等を設置して、懇切丁寧な説明ができるようにしておいてあげれば、もっともっと条例が生きるのではないかなと考えております。

あとパブリック・コメント、読ませていただき、大変すばらしい意見が多くて、まずいろいろな問題が出てきているのだなと思います。皆、個人でもいろいろお考えになって、問題点が大分噴出しているのだなということが、町会としても大変参考になります。これからの町会運営に対して、反映をしていきたいなと感じました。

E委員ですか、新たな時代に合うまちづくりをしていかなければいけないというご意見もいただいております。私らも町会を運営していく上では、今の時代に合ったものも考えて、未来に進めていかなければいけないと、改めて考えさせられました。

そのまとめとしまして、一番大きいところで、「町会って何なの」「町会はどうやって認定しているの」というご意見がありました。これは、私、大変どきっとしまして、町会と一くりにしましても、それぞれ全然違う町会活動をされていると思うのです。これが、区が十把一絡げにして、「町会・自治会」とまとめてしまっているのも、区がどういうふう認定するのか。逆に言えば、認定されれば、皆さんも安心して町会に参加できるのではないかなと思ったところもございます。

これもこれからの課題として、「町会とは何ぞや」というのも、やはり区と話し合いながら、区町連でもいろいろお話し合いをしていかなければいけないのかなと感じております。以上でございます。

**A委員** どうもありがとうございます。大変前向きな、かつ重要なご発言いただきましてありがとうございます。「町会とは何ぞや」ということは、もちろん今後もずっと問い続けなければならないわけですが、条例に関していうと、定義規定で、町会・自治会を定義してしまっていて、これで我々が普通町会と思わないようなものが含まれてしまうという心配は当然あるわけですが、この定義、私はこれでいいかなと思っています。

というのは、「一定の地域」という文言があります。よく社会学者たちが言う地域区画性

というやつですね。「ここが我が町会の領土」という、「一定の地域」という文言があって、地域を対象にしている民間組織であると。そこで、町会の本質がかなり表現されていますので、これで実務的にも問題ないのではないかと期待をしております。

あと、事務局からありましたように、ハンドブックをつくられるということなので、その辺、条例については多少堅苦しくても、法制的に正確な書き方をしていただき、もちろんその範囲内で分かりやすい条例にさせていただくということをまず考えていただいて、ハンドブックでもっとかみ砕いて、分かりやすく言っていただくということになるのかなと思います。

ちなみに、大学の講義みたいで申し訳ないですけども、「または」とか「及び」とか、ああいうのですけれども、一応、普通「または」という言葉と「及び」という言葉を使っています。ただ、大括弧、小括弧みたいな関係がありますよね。そのときは、小さいほうの固まりは、「もしくは」という言葉で、大きい固まりをつなぐときは「または」という。それから、and というか「及び」ですけども、小さい固まりは「及び」といって、大きい固まりをつなぐときは「並びに」という、そういうルールがあるのです。それで、読んでいただくと「なるほど」と思われるところがほとんどだと思います。

**G委員** 繰り返しにはなるのですけれども、ここでの議論ですとか、パブリック・コメントですとか、あと区長との対話ですとかありますので、このコメントに関しては、ブラッシュアップされて、言うことはないのですけれども、例えば、私はマンションの自治会なのですが、11ページのところだと、マンション等管理者等のところ。この条例の施行前にもう、管理は開始しているマンションになるのですけれども、素案から変わったところは、赤の「規則で定めるところにより」。この「規則で定めるところにより」というのは、各マンションの管理組合の規約ということを指しているのかどうか、ちょっと分からなくて、それがお聞きしたかったことが1点です。

それから、もう1点は、夏にラジオ体操の、小学校で2週間ぐらいある中に、町会は違うのですけれども、マンションに住んでいる小学生が、その小学校に通っているので、「ラジオ体操に参加してください」ということで、2日に1回ほど、朝6時ぐらいから参加していたのですが、そのときに、この条例の話、町会の方々が参加していて、区の責務のところになるのか、区のほうが連絡先を町会に報告するとかあって、この辺が本当にちゃんと、誰に話を、区の人にすればいいのだろうか。連絡がちゃんとできるのだろうか、雑談の中で、そういうお話をされていて、実は私、活性化の条例の委員にいますので、そうい

う話が出ていましたねという話をされていて、すごく不安になっていらっしまった。意見交換のところでそういうのが出たりしたのか、その辺も反映されているのかというのが分からなかったので、お聞きできればなと思いました。

**A委員** ありがとうございます。ラジオ体操、大変ご苦勞さまで。あれ、いいですよ。コロナ禍でも生き延びた数少ない活動です。

ご質問がありましたので、事務局に答えていただければと。

**地域コミュニティ課長** 1つ目の11ページ記載の、「規則で定めるところにより」というものにつきましては、こちらは、町会・自治会の規則ではございませんで、この条例に基づく、条例の施行規則というものを今後用意しまして、例えば、この中ですと、規則でいついつまでに報告するですとか、あるいは報告する様式については、別紙1のとおりみたいな形で、そこに様式のフォーマットといいますか、そういったものを定めるといったことを想定しております。具体的な手続につきましても、規則等で定めていく想定しておりますが、例えば、新宿区長宛てに、実務的には、我々地域コミュニティ課の担当に、マンション等の管理組合の代表者の方から届出を出していただきまして、具体的に想定しておりますのが、マンションの名称や所在地、マンションの規模ですとか、そういったところについて、届出をしていただき、併せて町会・自治会等の連絡先の代表者の方、管理組合、管理会社、それぞれの住所・氏名ですとか、電話番号、あるいはメールアドレスですとか、そういった具体のところを提出いただきまして、その後、区と町会・自治会との中でまた調整させていただくというような流れを想定しております。

**A委員** よろしいでしょうか。条例中に規則というので書いてある場合は、首長が定める規則のことであるということでもあります。議会は条例制定権を持っていて、直接選挙されている首長は規則制定権を持っている。こういう二元代表制というか、それぞれそういう権限を持っているわけです。法律で、法律を施行するために、政令があったり、省令があったりするのと同じです。

それから、ご心配いただいている実務的に一体誰が、いつ、どのように情報提供を受けたり、届出をしたりするのかと、そういうことも規則を制定して、それに基づいて地域コミュニティ課がきちんと周知をして、進めていくということになるのだらうと思います。

**O委員** 条例案については、コメントはございません。当初から中間報告、10地区の意見交換会、そしてこのパブリック・コメント、それから「しんじゅくトーク」ですね。本当に丁寧な過程を経て、この条例が制定されると思っております。そういう中で、その

意見を取り上げていただいて、精査して、文言整備をしていただいて、この条例の案ができていますので、大変そのご苦勞に感謝申し上げたいと思っております。

先ほど、評価のことが出ておりましたけれども、町会活動の評価というのは1年でできるものと、それから5年、10年とかかかって、やっと確立して評価できるものとあると思うのです。その活動はどのような形で評価をするのかということは、今後の課題になるかと思っておりますけれども、イベント等は、その時点で評価等も簡単にできるかもしれませんが、本当に町会活動というのは、地道な活動を重ねて、重ねて、ようやく確立するものですので、そういう中で、短期間の評価とは別に、長期も含めての評価をお考えいただくのも1つかなと思われました。

**A委員** ありがとうございます。非常に貴重なご指摘です。計画というのは、行政はすぐ評価とかPDC Aサイクルとか、当然、考えると思うのですが、1年で成果を出すべきだとか、目標値があるべきだとか、そういう計画論の型にはまったことを考えがちなのですが、やはり町会・自治会活動というのは、息の長いもので、それなりの評価のタイムスパンというものがあるということ、我々も肝に銘じていきたいと思っております。ありがとうございました。

**P委員** よろしく申し上げます。まず、パブリック・コメントで、たくさんの意見が出ていて、関心の高さが非常に分かりました。また、条例案は、本当に分かりやすくなって、あとどこを直せばいいのかなと思うぐらいすばらしくできているのではないかと、私は思っております。

それと、新しくマンションが建つという、そういうところの、これから後押しとかになってくれればいいのかと思います。

また、古いマンションなのですが、今回、うちの町会で、町会費を払いたいと言ってきたところがあって、組合とお話するときにあったのですが、そのときに、「これから条例ができるのですよ」という話をしたら、「ああ、そうですか」というので、いい後押しになっているなという感じは、まだできてはいないのですが、感じたことがございます。

それと、最後なのですが、空き家問題が最初からずっと気になっていて、うちの町会、ひどいところがあるのですが、それもまた別の条例ができるようなので、それがまたいい方向で、きちっと町会内で、少しでも安心・安全のまちづくりができるようになってくれればいいのかと思っております。以上です。

**A委員** ありがとうございます。空き家とか周辺にある問題についても、言及いただいております。パブリック・コメントを拝見しても、町会・自治会の空白地域があるのではないかといったご指摘もあったように思います。いろいろ周辺の問題もあって、恐らくそういった問題もこの計画の中に、視野に入ってくるのかななんて期待をしております。どうもありがとうございました。

**Q委員** よろしくお願ひします。まずパブリック・コメントを拝見させていただきまして、非常に追い風と逆風とが交互に重なる状況で、一喜一憂をして読ませていただきました。新たに身の引き締まる思いで、今後、町会の運営に関しては、改めて、ほかの町会さんのほうにも、決算書の提出というのは必ず必要かなと思っております、会費を集めている町会、かなり多いと思うのですが、必ず1年に1回、決算書を出して、必要な方には必ずお渡しする、町会員には必ずお渡しするようなことは、必然的に必要ではないかなと思ひました。

それから、私どもの町会にも即効性というか、現在、建築中のタワマンから、町会の倉庫をつくる、つくらないで話し合いには出てきていただけるということで、条例が後押ししたかどうかは分からないのですが、そういう効果は非常に出てきているなと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

**A委員** ありがとうございます。具体的な活動を想起する中で、読み解いていただきましたようでありありがとうございます。

では、5分ほど休憩といたします。

(休 憩)

**A委員** それでは、再開したいと思います。

先ほどの継続で、部長の委員の方、3人、今日、来ていただいております。順番に願ひいたします。

**菊島委員** 総合施策部長、菊島です。今、何人かの委員の方からの、この条例ができた後のプランで位置づけられる事業の施策の評価の部分のお話をいただきました。

区におきましては、計画事業と経常事業、一般の事業と計画事業という分けの中で、計画事業については内容評価、区の中で評価をして、外部評価委員、区民の方にも代表の方にも入っていただいた外部評価を行って、事業の検証をしているという仕組みがあります。

また、各施策体系ごとに、外部評価の皆様にも評価をいただいている仕組みがございます。

す。そういったような仕組みも今後、こういった町会・自治会の事業を進める中で、活用しながら評価はして、改善につなげていければなということを考えながら、お話を聞かせていただいたところでございます。以上です。

**A委員** ありがとうございます。計画と条例に書いてあれば、当然、新宿区が現在やっている計画に関する基本的な評価のサイクルというものが、それに組み入れられることに当然なるということだろうと思います。町会・自治会の特性に応じて、もうちょっと長いスパンで評価を考えるという、そういったような点で少し工夫が必要となるのかなという気もいたします。

所管部の部長ということで、そういうコメントをいただきました。ありがとうございます。

**大柳委員** 地域振興部長の大柳です。どうぞよろしく申し上げます。いろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。今、菊島部長からもありましたとおり、このプランというのは、区の事業の集合体ですので、区の事業というのは、総合政策部長がおっしゃったように、必ず評価を得た上で、毎年毎年見ていくという話です。委員長、おっしゃったように、それをどうスパンを区切って、この計画をコントロールしていくかというのは、今後の我々の見せどころなのかなと思っております。それがまず1点です。

それと、区長トークでのお話なのですが、この条例をつくるにあたって、区長トークを迎えるまでに、出張所を10所、全て回って、それを3回説明してまいりました。この区長トークの段階では、もう4回目になったわけですし、その都度、最初はいろいろなご意見をいただいたわけですが、その中で、町会長の皆様方と意見交換をしながら、現場の声も聞きながら、この条例を少し組み立てていったという経緯があります。

昨年の3月には、中間発表会という形で、区民の皆さんにオープンにして、今、こういった計画を立てています、こういう条例を立てていますということで、ご報告していたので、多くの区民の方、お目にかかってくださった町会の皆様方には、かなりご理解いただいていたと思います。

今回の区長トークについては、この条例の説明もそうなのですが、併せて、区長が行ってお話して、まちのお困りごとやその地区によって山積している課題だとかというのがありますので、その点で、地域によって差が出たのかなというのが、一緒に回っているの感想です。

それが2点、今、聞いているお話で、あとはこの条例につきましては、皆様方から本

当に貴重なご意見、ご要望いただきまして、ようやくここまでこぎ着けることができました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。骨格の部分は、我々でつくって、この間やってきたのですけれども、本当に言い回し等を、すごく細かく議論いただいて、大筋のところは、当初、考えていたとおりの内容になってきたのかなというところで、私ももほっとしているところでございます。

特に、ご意見いただいて、本当にありがたかったなと思うのは、前文だと私は思っております。我々職員、本当に知恵を絞って考えた前文だったわけですがけれども、やはり地域の皆様のお考えですとか、地域に対する思いだとか、そういったものもあったので、それを少しでも反映できるようにということで、職員と工夫しながらつくり上げた、本当にいい条文になったなと思っております。委員の皆様には感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

**A委員** ありがとうございます。この条例の所管部の部長さんからお礼が述べられたということで、非常に丁寧に何回も何回も、地域に説明していただいたという。先ほど、O委員も非常に丁寧に取組まれたとおっしゃって、そのところを機として想起されたのかなと思います。本当にご苦労さまでした。

**山口委員** 戸塚特別出張所の山口です。条例案については、特に意見はないです。いろいろ、内部の検討にも私、携わらせていただきまして、大分精密になってきたのではないかと思っております。また、今日、非常に多くのパブリック・コメントをいただいたということで、この条例自体がすごく皆様に期待されているというのを、改めて感じました。また、パブリック・コメントの中味を見ても、町会の方、地域の方が非常に苦労して、地域コミュニティのためにいろいろご尽力いただいているというのを、改めて感じました。

また、条例ができた暁には、特別出張所でも、この条例を根拠に町会の皆様と地域コミュニティを盛り上げるために、一緒に活動したいと思っていますので、ぜひよろしく願います。今日はありがとうございます。

**A委員** どうもありがとうございました。特別出張所のお立場から、コメントをいただいたと思います。B委員からも願います。

**B委員** すばらしい条例案になったなと私自身は思います。こういうことを言うと、なかなか未来に向かって信じていただけないケースが多いかもしれませんが、都市にも寿命があります。特に大都市の場合には、ものすごく人口が急増した、その限界点を迎えた後、多分、新宿の場合は、あと2、30年、まだ大丈夫かなと思いますが、その後は、

多くのケースは、そこに住む方がいなくなっていってしまうのです。大阪なんかの場合には、特にそれがそろそろ顕著に見られていて、これは、空洞化という現象ですが、都市の空洞化、真ん中に、大都市の真ん中に、だんだん、だんだん人がいなくなっていってしまうという現象が起こるのです。

今の時期に、この大都市型の自治会、それから町会をきちんともう一度建て直そうという意味でも、この条例をつくったということは、本当に全国の自治体、都市に対してすごく有意義な条例ができたな。特に重要なのは、私は役割として、きちんと集合住宅のマンションの方も外部から入れる。それから大学、専修学校も組み込み、さらには、ほかの小中も含めて事業者も組み込んで、この条例をつくってきたということで、大都市型の見本となるべき条例がまず出来上がったなと感じます。

それともう1つ、A委員がおっしゃっていた、実際に計画をつくるということ。これは、行政の責任において計画をつくるということは、行政の事業がそこに明記されているわけですから、行政がこうした条例、町会・自治会に対する活性化にどう取り組むかということがはっきりと示されるわけです。ここにもう1つは、住民の皆さんがどう協力していくかという、当然のことながら、姿勢も示されてくると思いますので、この計画とそれから大都市型の多くの役割を持った皆さんが、新宿の持続可能性をきちんと担保している。そうした意味で、この条例は、全国に誇れる条例が出来上がってきたのではないかなと、私自身は強く感じています。

M委員から評価というお話が出ていましたけれども、この後、我々がきちんとやっていかなければいけないことは、その条例も、機能させていくと、都市は当然変化していくものです。その変化に合わせて、条例も見直し、それから計画も見直し、その相互作用の中で機能する条例として動かしていくこと、機能する計画として動かしていくことが、また次の段階の我々の使命になっていくのかなと思いました。

委員の皆様、それからA委員のすばらしい運営によって、これだけの案ができたということは、大変誇らしく思いました。以上でございます。

**A委員** ありがとうございます。大阪、いろいろな研究があつて、都市会議みたいなものも一応あるみたいですけども、確かに、成熟、爛熟、老熟した都市かも分かりません。新宿がまだ2、30年大丈夫だということだとしたら、この条例、非常にタイムリーではないかということですよ。ありがとうございます。

先ほど、大柳部長から何度も何度も意見をいろいろ言ってもらって、いい文書ができて、

それはとりわけ前文においてであるとおっしゃいまして、確かに、今回の会議のためにこの条例案を通読いたしまして、前文、今回、ほとんど変わっていないといえはそのとおりで、前回の素案段階からそうだったということになるのでけれども、割とすつと読める。非常に順序正しくかつ格調高く書いてある感じで、いい前文だなと感じました。

条文の中に、「永く」という言葉があります。素案の段階でもあったのだろうけれども、あまり気になりませんでした。「永く」という、末永くの永くです。あまり普通、法律なんかで出てこないことで、実際の条文の中にも1か所あります、この「永く」という言葉。ずっと永続してという意味で、わざわざ使われていると思います。まさにB委員、おっしゃった、都市に寿命があるというのに抗して、地域の力で永く新宿が存続していくという、この言葉が出ただけでもすばらしい文章だなと感じます。

それから、パブリック・コメント、委員の皆さんもこれだけ大量なものをきちんとお読みいただいて、いろいろ逆風、追い風、両面あるなどか、期待が大きいなどか、実際、こういう期待があるならば、ますます条例ができた後、計画を使って町会でも様々な活動をしていかなければならないといった前向きなご意見をいただいております。本当にパブリック・コメントは、例えば、マンションにお住まいの方が、比較的長く書いておられるのが、目にとまったのですけれども、マンションにお住まい、地域とのつながりを拒否しているような感じが一見するわけですが、多分その中にお住まいの方、ご不安がかなりあると思うのです。そこを捉えて、周辺の地域とつながっていかねばならないし、そのためには町会・自治会が果たさなければいけない役割、非常に大きいものがあると思います。こういう、期待につながると思うのです。条例への期待を受けて、今後も頑張っていかなければいけないのではいかと感じました。

そういう意味では、この条例、最初から活動重視、事業重視ということで来ていて、そういう意味で、町会・自治会に関する条例の中で、ここまで踏み込んでいるものは、あまりないのではなかろうかと思います。今後もこの条例を活用して、いけるといいなと思います。

最後に、今、町会・自治会が置かれている現状ということは、もちろん委員の皆さんがよくご存じだと思いますけれども、町会・自治会の加入率という数字は、町会側が会員は何人ですとあって、役所が、総世帯数は何人ですということを知っていて、割り算をしないと出てくるという数字です。それで、普通の市民意識調査で、「あなたの世帯は町会に入っておられますか」という質問に対する回答率を計算すると、今度は町会・自治会の加入率

ではなくて、人口カバー率が出てくるわけです。自治会の会員である世帯のもとに暮らしていらっしゃる方が、新宿区全体の総人口の何%を占めているだろうかという数字が出てくるわけです。

新宿区で、区民意識調査をされるときに、「町会に入っていますか」という質問をされているか、調べていませんでしたけれども、仮にそうした場合、普通は当然人口カバー率のほうが大きい数字になるわけです。今、やっている町田市の研究ですと、2006年の段階では加入率が60%で、カバー率は80%でした。20ポイントも差がある。その分、比較的大きな世帯が町会・自治会に入っていて、8割もの町田市民が、町会・自治会の輪の中に入っている。それが、今般の、夏に行われました調査では、町田市の加入率は45%で、新宿区と一緒にです。人口カバー率も54%か何かです。まだ集計途中ですけれども。だから、差が10ポイント弱に縮小していると。世帯規模が縮小した結果かしれません。その変化を見ても、非常に厳しいなと思っているところです。

そういうときに、計画を立てて、こういう活動をしたらどうか、ああいう活動をしたらどうかと言われて、「何か大変だな」という気がする人もいるのかもしれないのですけれども、私は、町会・自治会の生命力といえますか、人々のニーズに合った活動をすれば、そういうことをやりたいという人が、わずかであっても出てくると思うのです。新しい担い手の発掘ということです。新しい担い手を積極的に発掘していくということをセットで考えて、この条例を運用していくということが、今後、重要なのではないかと感じております。

委員長としてのまとめということには全然なりませんけれども、いよいよこうやって議会に上程できるぐらいの段階の案ができたところで、そのような思いを強くしたところであります。どうもありがとうございました。

では、議事はこれで終わりではありませんで、次第の3であります。「条例名称案について」、事務局からご説明をお願いします。

**地域コミュニティ課長** 条例名称案について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。条例名称案についてご説明させていただきます。先ほど、出ましたが、「区長と話そう～しんじゅくトーク」におきまして、条例の名称を区だけではなくて、町会員、自治会員等、様々な方から意見を募った上で決定してほしいという趣旨のご意見がございまして、今般、条例の名称案の公募を行ったところです。その結果を基に、区長が条例の名称案、3案決定いたしましたので、本検討委員会でご意見をいただいた上

で、最終的な条例の名称案についての決定をいたしたいと考えております。

募集期間、募集の方法については記載のとおりとなりまして、3番の応募件数、23件  
いただいております。内訳については、そちらに記載のとおりとなりまして、本委員会の  
委員の方からもご協力をいただきましてありがとうございました。

続きまして4番、応募の条例名称案で使用が多かった文言については、黄色が名詞、青  
色が動詞、そちらに記載の件数となっております。

5番の条例の名称案についてです。使用が多かった文言や条例の趣旨に合った文言を組  
み合わせた名称から3案、区長が決定をしております。

読み上げさせていただきますと、A案が「新宿区町会・自治会ささえあい条例」、B案が  
「新宿区未来につなぐ町会・自治会条例」、C案が「新宿区地域コミュニティ活性化推進条  
例」、以上となっております。

こちらの案につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言いただきまして、その後、  
お手元に配らせていただいております条例名称案希望票、こちらに希望する条例名称案に  
丸をつけて、この後、職員が回りますので、お近くの職員へご提出をお願いいたします。  
私からは以上になります。

**A委員** ありがとうございます。ということで、お手元に配られている紙がありまし  
て、この3つでないのを書くことも可能になっているかと思えます。

何かご質問とかご意見、ありますでしょうか。

条例そのものを、議会に上程される条例案の、条例のタイトルです。よく法律でも条例  
でも、愛称はありますが、愛称ではなくて、条例の名称そのものです。

**M委員** これは丸、1つということですか。あともう1つ。DとかEとか2つあったら  
2つ書いていいですか。その辺の投票の仕方が分からない。

**地域コミュニティ課長** 恐れ入ります、集計の関係上、1つにお願いしたいと思えます。  
よろしく願いいたします。もし差し支えなければ、ご自身が案を、事前に「こういうの  
はどうでしょうか」ということで、述べていただいたほうが、どうしてもそれ1つになっ  
てしまう可能性が高いので、より皆さんに伝わりやすい名称にしたいと思えますので、よ  
ろしく願いします。

**A委員** 今、M委員からご提案ありましたけれども、例えば、これだと先ほどの資料4  
によりまして、「ささえあい」が5件で、「地域コミュニティ」6件ということになってい  
ますので、「ささえあい地域コミュニティ条例」とかというようなアイデアがあれば、Dと

いうところに、それを書いて投票すればよろしいということによろしいですか。

**地域コミュニティ課長** そのとおりでございます。

**A委員** 組合せみたいなお意見があれば、ここでご披露いただいた上で書いたほうがありがたいという事務局側の要請もありましたけれども。

これ、使われた文言でこうやって、テキストマイニングとかいうのですが、そういうのでパッと今どきは、出てしまうという、非常に便利なものなのですけれども、これを組み合わせて、いい名称を考えるのは人間の役割です。そういう点でも、こういう名称はどうというようなのが、もしご発言ありましたらどうぞ。僕も投票するのですか。棄権してもいいでしょうか。

**地域コミュニティ課長** 委員長は、無投票でも結構です。

**A委員** よろしゅうございますか。投票というか、もちろん最終的には区長がお決めにあって、議会に提案する。議会で修正されるかもしれませんけれども、最後は、区長がお決めになるということでございます。お書きいただいて、職員が集めて参りますのでよろしくお願いいたします。

それでは、その場で集計して結果を発表していただくわけですね。ちょっとお待ちいただきたいと思います。

ただいま集計して。ただ、ここで決めるとかいうわけではなくて、最後、区長がお決めにになりますので、傾向をうかがえればよいということでございます。

(集計中)

**地域コミュニティ課長** 投票ありがとうございました。集計の結果がまとまりましたのでお伝えいたします。Aの「新宿区町会・自治会ささえあい条例」が6名、B案「新宿区未来につなぐ町会・自治会条例」が6名、Cの「新宿区地域コミュニティ活性化推進条例」が3名。紹介として「わがまち活性条例」と記載いただいたD案が1件ございまして、本日欠席をされていらっしゃる委員の方々にも、事前にご案内差し上げまして、意見といたしますか、案がありましたら投票お願いしますということで、お伝えしたのですが、現時点は投票ございませんでしたので、今、申し上げましたA案6名、B案6名、C案3名という結果になってございます。

**A委員** ありがとうございます。あとは区長に悩んでいただくということで、ここで議決をして検討会としての意思を示すとか、そういうことは要請されておられませんので、こういう言葉がいいなど、委員の皆さんも思うのだなど。私も感銘深く聞いておりました。

どうもありがとうございます。

では、今日の最後の議題ですけれども、この間、ずっと話題になっております計画について、もう既に役所でお考えになっているというか、検討が進んでいるようで、そのご報告といたしますか、情報提供があります。事務局からお願いします。

**地域コミュニティ課長** それでは、次第の3番です。「(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」こちらの骨子案につきまして、ご説明させていただきます。

資料5をお手元にご用意をお願いいたします。こちらの推進プランにつきましては、区の関係部署、庁内の検討会議を開催いたしまして、検討を進めているものとなります。本日、会議ではその報告をさせていただきます。

お手元、まず左上になりますが、「推進プランの目指す姿」でございます。「地域の中心的な組織である町会・自治会と地域で活動する様々な主体が相互に理解を深め、各々が地域の一員として、将来にわたりまちづくりに携わり支え合う地域コミュニティの実現」と目指す姿を定めております。こちらにつきましては、前文の内容、こちらを踏まえてまとめさせていただいているものです。

続きまして、「基本目標」となります。こちらの基本目標は、3点、掲げております。

まず1つ目が「町会・自治会の持続可能な運営を推進します」ということで、まず中心的な組織である町会・自治会、こちらの運営の推進を掲げております。

続きまして、2つ目になりますが、「地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進します」ということで、こちらも条例に掲げている内容、様々な主体に対する参加・協力・連携の推進といったものを掲げております。

目標の3点目になります。「安全・安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します」ということで、こちらは安全・安心で暮らしやすいまちづくり、こちらの活動や事業の推進を、こちらの中で整理をさせていただくというような3点の目標を掲げております。

続きまして、その下になりますが「各主体の役割」。こちらにつきましては、中心に町会・自治会を据えまして、その周りに条例に掲げております各主体の名称・役割、そういったものを整理させていただいているといったものになっております。

その下が「区の責務」。こちらも条例に掲げました区の責務3点を、こちらに記載をさせていただいているということでございます。

右上にいきまして、「本プランの位置づけ」です。新宿区は、平成20年から令和7年度

にかけました新宿区基本構想というものを策定しております。右側になりますが、この基本構想を踏まえまして、新宿区の総合計画という、平成30年から令和9年度の10か年の計画を持っておりまして、その下に様々な分野別の計画。また一方で、実行計画というものを、総合計画10か年を3年、3年、4年ということで分割をしまして、今、第三次実行計画の最後の4か年、令和6年から9年度までの計画というのを持っております。こちらの従来あった計画等に対しまして、今回、左側になりますが、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例、こちら、条例を制定いたしまして、その下に(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プランというのを策定する予定になっております。

こちら、先ほど、菊島総合政策部長から話もございましたが、このプランと整合性を保つということで、新宿区の実行計画と整合性を保つ形で、本プランを策定するという予定になっております。

「推進プランの構成」、その下になりますが、条例の推進に必要な施策を体系化ということで、期間は令和7年、来年度から9年度までの3か年の計画期間となっております。

構成としましては、その下、記載の第1章から第4章に分かれておりまして、第1章が「推進プランの概要」になります。策定の背景や趣旨、位置づけ、期間、プランの構成、そして条例・推進プラン検討の経過を記載の予定になっております。この5の条例・推進プラン検討の経過につきましては、本会議の検討経過等々につきましても記載をさせていただきます。一番下の資料編になりますが、こちらの中で今回、検討をいただいている皆様の、各委員の一覧についても掲載させていただく予定になっておりますので、ご了承ください。

第2章の中では、「町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題」ということで、それぞれ町会・自治会の現状、また、それらを取り巻く地域コミュニティの主体、こういったものについて過去のアンケート調査ですとか、そういったものを整理しまして、現状の記載、それらを踏まえて3番で現状から見えてきた課題といったものを整理する予定でございます。

第3章、こちらが「町会・自治会及び地域コミュニティの活性化推進に向けて」ということで、第2章に記載しました現状や課題、これらを踏まえた推進プランの目指す姿、そして先ほどご説明しました基本目標や施策体系といったものについて、記載を予定しております。

第4章につきましては、「施策の方向性と取組」ということで、新宿区区内全体の施策の

方向性、そして各事業等の取組、そういったものについてそれぞれの基本目標に応じて記載をして、整理して、取り組んでいくといったものを、この中に具体的に記載していく予定であります。

プランの策定の体制につきましては、一番下になりますが（仮称）新宿区町会・自治会活性化の推進条例庁内検討会議、各部長級の会議体、主に部長級の方々の会議体、そしてその下に部会ということで、課長級の部会といったものを用意しまして、その中で検討を進めております。

今回、ご報告をさせていただきまして、また第7回の中でも、進捗状況等について改めてご報告をさせていただきまして、アドバイス等をいただけましたら、それを反映しつつ、庁内検討を進めていって、推進プランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、2ページ目につきましては、施策の体系についてですが、一番左側のめざす姿、また基本目標については、先ほどご説明したとおりとなりまして、基本目標Ⅰについては、施策の方向性5点。基本目標Ⅱにつきましては、3点。基本目標Ⅲにつきましては、2点の方向性を整理いたしまして、あくまで例となりますが、右側に主な施策ということで、こういった施策が対象になってきますということで、参考に記載をさせていただいているというものになっております。

以上、（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プランの現状の骨子案の説明となります。事務局からは以上となります。

**A委員** ありがとうございます。これは、ご報告ということで、ここで特に議論していただくというものでないのです。それで、あとは、次回の第7回も検討会をやらせていただくということですが、そこでもご報告があって、そこで若干議論の時間もあっても分かりません。そういう趣旨で今日、出してきていただいている報告なのですが、もし何かご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。次回、第7回でまたもうちょっと進捗があったら、そのときに十分な時間をとって、意見をいただくことができるかも知れません。

私も、既に、条例に計画という言葉が出てきたけれども、かなり本格的な計画で、なかなかすごいなど。さっきから、引き合いに出しております町田市は、地域振興課が持っている計画、地域経営計画と地域福祉計画を合体させた計画をつくっているのです。「地域ホッとプラン」というのですけれども、それに対して、こちらは条例に基づいて町会・自治会の活性化と、それを通じて地域コミュニティの活性化ということについて、独自の計画

をつくる。なかなかこれも意欲的な取組だなと思って、これから楽しみだなと感じたところでもあります。

特に、ご発言ないようでしたら、これで今日、予定した議題はおしまいでございまして、どうも皆さん、たくさん有益な意見をいただきましてありがとうございます。

では、以上をもちまして第6回（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進条例検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。